

# ケアマネ SAPPORO

2023.8 発行 夏号

発行

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1番地

第1水産ビル4F 北海道介護支援専門員協会 内

TEL 011-792-1811 / FAX 011-792-5140

## ワークサポートケアマネジャー・産業ケアマネについて ～そのメリットとは？～

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 市選出理事

つなぐ手ケアマネセンター エリアマネジャー

むすび手サポートセンター コンサルタントマネジャー

(ワークサポートケアマネジャー・産業ケアマネ3級)

東 幸智



一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会会員の皆様、日頃より、当会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。また、日々の介護支援専門員業務、大変お疲れ様です。

この度は機会をいただき表題についてまとめてみたいと思います。どうぞ最後までお付き合いください。

### 《はじめに》

さて、みなさんは「ワークサポートケアマネジャー」「産業ケアマネ」という資格をご存知でしょうか？これらは「仕事と介護の両立支援」「介護離職防止」について対応していくことを目的に創設された資格になります。

皆さまもすでに意識されていると思いますが「2025年問題」はすぐ目の前までやってきている大きな課題です。これは、(釈迦に説法かと思いますが) 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題です。また、2025年には、国民4人に1人が75歳以上という超高齢社会に突入します。高齢者の急増の一方、若い世代は減少し、少子高齢化はさらに加速していく状況です。

そのような超高齢社会の課題として考える中に、「介護を理由に仕事を辞める人が増えている」ことについて認識する必要があります。しかも、これらの問題は大変深刻な状況で、年間約10万人の方(実際はもっと多く、氷山の一角と言われていますが…)が介護を理由に仕事を辞められている現状だということを皆さまはご存知でしたでしょうか？

来年4月には法改正も控えていますが、「介護支援専門員法定研修カリキュラムの見直しについて」のポイントの中でも以下のように示されており、介護支援専門員として意識しなければならない事項であることがご理解いただけるかと思えます。

出典：厚生労働省『令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議』(2023年3月8日開催) 資料より

・地域共生社会の実現に向け、介護保険以外の領域も含めて、制度・政策、社会資源等についての近年の動向(地域包括ケアシステム、認知症施策大綱、仕事と介護の両立、ヤングケアラー、科学的介護(LIFE)、意思決定支援等)を踏まえた見直しを行う

### 《ワークサポートケアマネジャー・産業ケアマネについて》

これらの両資格は、いわゆる「仕事と介護の両立支援」「介護離職防止」に特化した活動を行うための資格となります。実際のところは業務独占の資格ではありませんが、特化した専門知識を要する活動内容になるため、勉強した証として取得を目指すことは大変有意義ではないかと思っています。活動内容はおおよそ共通となりますが、これらの資格について整理してみたいと思います。

資格名称	ワークサポートケアマネジャー	産業ケアマネ (1・2・3級)
ホームページ URL	<a href="https://www.jcma.or.jp/?p=576067">https://www.jcma.or.jp/?p=576067</a>	<a href="https://www.tsumugukai.net/">https://www.tsumugukai.net/</a>
認定する団体	一般社団法人日本介護支援専門員協会	一般社団法人日本単独居宅介護支援事業所協会 ケアマネジャーを紡ぐ会
受験資格	① 日本介護支援専門員協会会員 ② 現在居宅介護支援事業所に勤務するケアマネで、以下のいずれか ・主任ケアマネ ・実務者で5年以上 ・生涯学習体系指導レベル1or2修了者 ③ 勤務先の管理者の了承を得たもの	・3級：介護支援専門員 ・2級：3級取得者 ・1級：2級取得者
取得方法	養成研修4日間 ⇒ 修了試験	2・3級：試験(60分) 1級：※指定する研修の受講等、条件あり
試験時期	HPにて募集	3級：年2回(春分の日・秋分の日) 2級：年1回(建国記念の日)
試験等会場	令和4年度：東京・大阪・オンライン	北海道・東京・名古屋・大阪・福岡・沖縄
活動方法	事業所と企業の契約	個人または法人、団体と企業の契約

注) 詳細については各団体のHP等にてご確認ください

「ワークサポートケアマネジャー」「産業ケアマネ」が行う業務については、大きく以下のようなことがあげられます。  
(業務例)

- 職場に対し、アンケート等から職員の介護問題に関する情報提供を行います
- 職場に対し、介護離職問題への側面的支援（労務環境の整備等）を行います
- 職員に対し、今後関わるであろう「介護」についての知識を情報提供します
- 職員に対し、集団や個別で面談を実施します …等

≪活動のメリットとは≫

それでは改めて、「仕事と介護の両立支援」「介護離職防止」とはどのようなことであるのか確認したいと思います。

突然ですが、皆様は「ChatGPT」を利用されたことはありますか？「ChatGPT」は、2015年に設立された「Open AI」という団体が開発した「自動応答チャット生成AI」のことを指します。2021年までに収集された、WEB上にある570GBの処理されたテキストデータと基に回答が作成され、ユーザーのフィードバックを用いて、日々継続的に学習が行われ進化しているそうです。

ここで、今回のテーマである「仕事と介護の両立支援」「介護離職防止」という質問に、ChatGPTがどう答えを示すか参考までに確認してみたいと思います。

Q:「仕事と介護の両立支援」「介護離職防止」とは…

A:「仕事と介護の両立支援」とは、働きながら家族や身近な人の介護を行う人々を支援するための取り組みや制度のことです。多くの方が高齢化社会の中で、仕事と介護の責任を抱えています。これにより、仕事と介護の両方を適切にこなすことが難しくなり、ストレスや負担が増えることがあります。

仕事と介護の両立支援の目的は、働き手が仕事と介護の両方を適切に行いながら、職場でのパフォーマンスを維持することや、介護離職を防止することです。具体的な支援策としては、以下のようなものがあります

1. 柔軟な勤務時間や勤務形態の提供: 介護のために必要な時間を確保するために、フレックスタイム制度や在宅勤務の選択肢を提供することがあります。
2. 介護休業・休暇の制度化: 介護を行うために一時的に休暇を取得することができる制度を設けることで、介護と仕事の両立を支援します。
3. 介護支援サービスの提供: 介護に関する情報提供や相談窓口の設置、介護施設の紹介など、介護に関するサポートサービスを提供することがあります。
4. パートナーシップの促進: 企業や団体、地域社会などの関係者が協力し、ネットワークを構築することで、介護者の負担を軽減する取り組みが行われることがあります。

「介護離職防止」は、介護のために働く人々が職場を離れずに働き続けるための支援策や制度のことを指します。介護の負担が重くなると、仕事と介護の両立が難しくなり、一時的または長期的に職場を離れることがあります。介護離職を防止するためには、適切な支援策や制度を導入することが重要です。

ChatGPTが示してくれたように、「仕事と介護の両立支援」「介護離職防止」は職場にとって今後一層重要なポイントになることが予想されます。

介護を必要とする高齢者の年齢から考えると、主たる介護者となるご家族の方の年齢は50歳代から60歳代と推測することができます。この年齢を考えると、職場の職員全体の中でもリーダーや管理的役割を担われている方の多い年齢層ではないでしょうか？そのような職場の中心的役割の方が離職することにより、「職場はリーダーを失い」、「職員は仕事もなく介護に追われ、その後の自身の生活にも不安が募り」…。双方ともに弊害しかない状況に陥ると思いませんか？

双方 win-win の関係となるよう、「職場は職員が仕事を辞めずとも家族の介護を行う環境を創り上げる」、「社員は職場等の協力を得ながら仕事を辞めずに家族の介護を行う」…そのような環境を創り上げる活動こそが必要なのです。

≪まとめ≫

「介護を行いながら安心して働くことができる」…そのような環境を創り上げるためには我々「介護支援専門員」が必要なのです。今持ち合わせている介護に関する専門知識以外にも、労務関係等の学びを深めていく等の学習課題は増えていきますが、介護支援専門員はマネジメントの「プロ」なので、社会保険労務士さんや産業医の先生などとも手をつなぎ、協同して行くことができればよいのではないかと思います。

「仕事と介護の両立支援」「介護離職防止」は、これからの介護支援専門員の新たな働き方になるのではないかと…いかがでしたでしょうか？そんなメッセージで締めくくってみたいと思います。介護支援専門員としての新たな働き方の一つの選択肢となるように。

今後とも、一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会の活動にお力添えくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

## 居宅介護支援事業所における個人情報保護の取り扱いについて

居宅介護支援事業所 アクテック 管理者 主任介護支援専門員  
 一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 市選出理事  
 一般社団法人 北海道介護支援専門員協会 副会長 全道選出理事

伊藤 和哉

皆さま、札幌市介護支援専門員連絡協議会の運営に対し、格別のご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。さて、今回は「居宅介護支援事業所における個人情報保護の取扱い」について執筆させていただくことになりました。

早速ではありますが、私たち居宅介護支援事業所は、個人情報保護法に規定する「個人情報取扱事業者」ということになるのでしょうか。個人情報保護法では、「個人情報取扱事業者」について個人情報の保有数を5,000件以上としていましたが、平成29年の法改正で保有数は条件ではなくなりました。従って、私たち居宅介護支援事業所も例外ではないということです（NPO法人や自治会・町内会、マンション管理組合なども該当し得ます）。

では、個人情報取扱事業者にあたる場合には、どのような義務があるのでしょうか。近年、大企業などで個人情報が流出し損害賠償になっているニュースをよく耳にします。私たちも日頃からセンシティブな情報を取得・管理し、サービス事業者に提供しています。個人情報使用同意書を用い管理していることと思いますが、事業所としてその個人情報の取扱いに関する安全管理措置など一定のルール化をしていないと紛失や漏洩、流出といったリスクが高くなると思います。実際に、ケアマネジャーが利用者宅の訪問途中に鞆を紛失する事件や、訪問介護員が車上荒らしに遭い書類が入っていた手提げ袋が紛失したというような事件が発生しておりますし、これ以外にも個人情報が記録されたUSBや携帯電話の紛失、FAXの誤送信ということもあります。これらは、例えば、個人情報を持ち出す場合には必ず手元において移動する、USBは持ち出さない、携帯電話に個人情報を登録しないなどとルール化しておけば防げるものになります。

令和4年の改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会による命令違反・虚偽報告等の行為者及び法人にかかる法定刑の引き上げや、個人の権利利益を害するおそれ大きい漏えい等の場合の個人情報保護委員会への報告と本人への通知を義務化するとしました。今後、個人としても、事業所としても個人情報の管理により意識を向ける必要があると思います。私たちが扱う情報には、氏名や住所などの他、独居の有無、疾患等の要配慮個人情報、家族情報、年金など秘匿性の高い情報を扱っています。これまで大きな事故やトラブルはなかったとしても、今後も起こらないとは言えません。個人情報の漏洩や流出は、信用失墜となり得る大きな問題になります。万が一、事故が発生したとしても組織として迅速に対応が出来るよう、個人情報の取扱いとその対応を事前に定め一人ひとりが実践していくことが不可欠だと思います。いま、再委託を受けている居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターと個人情報取扱いにかかる合意書を交わしているところだと思いますので、これを機会に自事業所の規定を作成してみたいかがでしょうか。

詳しく知りたい方は「個人情報保護委員会」と検索してください。

### □改正前後の法定刑の比較

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	<b>1年以下</b>	30万円以下	<b>100万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>

### □漏えい等報告等の義務化（例：民間事業者）

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

改正前	改正後
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう <b>努める</b> （委員会告示）	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、 <b>個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化</b> する（§26）

資料：個人情報保護委員会



## 札幌市からのお知らせ

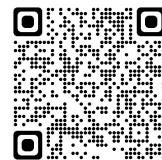
### 「札幌市ケアマネジメントに関する基本方針」を策定しました

札幌市ではこのたび、介護保険制度の理念に沿い、介護保険を保険者として運営する市と、介護支援専門員の皆様とが、ケアマネジメントの実施にあたって踏まえるべき基本的な方針を共有し、実践していけるよう、「札幌市ケアマネジメントに関する基本方針」を策定しました。

今後の一層の高齢化の進展を見据え、自立支援・重度化防止に取り組むケアマネジメントを推進していくことを目的とし、業務の際にそばに置いていただけるよう、簡潔に3部構成として、趣旨、基本方針、実務的な留意点とポイントをまとめております。

本基本方針は、次のQRコードからご覧いただけますので、業務に活用してくださいませようをお願いいたします。

なお、本基本方針は、貴協議会や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等を通じ、介護支援専門員の皆様にお知らせしております。



【QRコード】

## 札幌市からのお願い

### 要介護（要支援）者のご自宅に緊急連絡先の掲示をお願いします

介護者が急病等で救急搬送され、要介護者をご自宅におひとりで残された場合、消防や区役所職員、近隣の方等が対応することがあります。

そのような時に、要介護者の支援を適切に行うためには、親族の方や担当の介護支援専門員、ご利用されている介護サービス事業所等にご連絡させていただくことが必要となる場合があります。

また、要介護者の状態によっては、支援先に医療情報などを連携する必要がある場合も考えられます。

そのため、要介護者のご自宅の見やすい場所（電話の近く等）への緊急連絡先等の掲示や、併せて、普段服用しているお薬などをお薬手帳とともに一か所にまとめておくことなどについて、要介護者や介護者の方に働きかけを行っていただきますよう、引き続き、ご協力をお願いします。

《札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課》

## 令和5年度 札幌市介護支援専門員連絡協議会 総会報告

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 在宅支援推進部 中央エリア統括課長  
一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 事務局長

鈴木 信博



令和5年5月27日（土）13:30よりZoom中継にて行い令和5年度総会を開催いたしました。前年度と同様に新型コロナウイルス感染症対策としてZoomによるWEB参加及びインターネットによる出席をお願いし、635名の参加をいただき総会の成立要件の定足数を満たすことができました。総会では、令和4年度事業報告及び決算報告の承認、令和5年度事業計画及び決算計画の承認も滞りなく行われ、無事終えることができております。会員の皆さまのご理解とご協力に感謝申し上げます。



ケアマネ SAPPORO 2023.8 発行 夏号

発行元：一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

編集：一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会

広報委員長：大木 雅広

広報委員：伊藤 和哉

E-mail：kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp

ホームページ：https://sapporo-cmrenkyo.jp/（札幌ケアマネで検索可）

